

様式第1号

さいたま市特定不妊治療費助成事業申請書

(あて先) さいたま市長

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

- ・特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況についてさいたま市が他の自治体へ照会すること、さいたま市特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況について照会のあったときはこれに回答すること、特定不妊治療の実施に関して指定医療機関及び調剤薬局等に照会することについて同意します。
- ・申請内容に基づき不妊・不育等に関する事業の案内を送付する場合があることについて同意します。
- ・私たち夫婦は、体外受精及び顕微授精による治療法を希望し、担当医師から治療に関する適切な説明を受け、納得のうえ治療を受けました。 ※裏面も必ずご確認の上ご申請ください。

※太枠の中を記入してください。

申請者	(ふりがな) 氏名	夫 ()	妻 ()
	生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)	昭・平 年 月 日 (歳)
	現住所	〒 ()	〒 () ※夫婦の住所が異なる場合は、ご記入ください。
	電話番号	() 日中必ず連絡の取れる電話番号を記入	() 日中必ず連絡の取れる電話番号を記入
過去の助成歴等 本市以外の他の自治体(都道府県、指定都市、中核市)で受けた助成を含む	1. 初めて助成を受けた(受ける)際の治療開始時の妻の年齢 (歳) 2. 特定不妊治療費や男性不妊治療費の助成を過去に受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 受けたことはない 転入前住所(婚姻後さいたま市に転入された場合は記入): <input type="checkbox"/> 特定不妊治療費助成を以前に受けた。(助成を申請した年月/受けた自治体) (年 月/) (年 月/) (年 月/) (年 月/) (年 月/) (年 月/) (年 月/) (年 月/) (年 月/) ※ 今回の治療は2人目以降の特定不妊治療でしたか。(はい ・ いいえ) <input type="checkbox"/> 男性不妊治療費助成を以前に受けた。(助成を申請した年月/受けた自治体) (年 月/) (年 月/) (年 月/)		
申請額	特定不妊治療分 金 _____ 円 男性不妊治療分 金 _____ 円		
振込先	金融機関の名称	口座番号	※口座名義
	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所	普通	フリガナ: 氏名

※申請者の氏名欄が自署ではなく、記名の場合には押印をお願いします
 ※口座名義人はさいたま市民に限ります

さいたま市使用欄 (記入しないでください)

收受日	年 月 日	決定助成額	円 (早期不妊治療助成有 <input type="checkbox"/>)	
要件	<input type="checkbox"/> 婚姻 (<input type="checkbox"/> 事実婚) <input type="checkbox"/> 年度 <input type="checkbox"/> 住所	初回治療時 妻年齢	2人目以降 初回治療時妻年齢	歳 歳
歳出予算内訳			申請回数内訳	
国費分	県費分	男性不妊分	申請回数	2人目以降回数

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の助成歴について、以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。